

区域計画の変更の認定申請書

令和 8 年 月 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和 8 年 6 月 10 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、
国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」に 1 事業追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 8 年 9 月 8 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 [略]

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
〔（1）～（17） 略〕

- （18）名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業
内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支給
（国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業）

〔①～③ 略〕

- ④ 国際的なビジネス拠点の形成及び都市機能の強化に資する京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業（オフィス・店舗等整備事業）

京橋三丁目東地区市街地再開発組合が、京橋三丁目東地区において、高規格オフィス、店舗等からなる大規模複合建築物の整備に加え、周辺地区と一体となった都市基盤整備及び公共的空間を整備し国際的な経済拠点を形成(国家戦略特別区域法規則第 1 条第 4 号チに該当するもの) することにより、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に相当程度寄与する。

〔（19）～（35） 略〕

〔3～5 略〕

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正後	改正前
1 [略] 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 [(1) ～ (17) 略] (18) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支給 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業) [①～③ 略] ④ <u>国際的なビジネス拠点の形成及び都市機能の強化に資する京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業（オフィス・店舗等整備事業）</u> <u>京橋三丁目東地区市街地再開発組合が、京橋三丁目東地区において、高規格オフィス、店舗等からなる大規模複合建築物の整備に加え、周辺地区と一体となった都市基盤整備及び公共的空間を整備し国際的な経済拠点を形成（国家戦略特別区域法規則第1条第4号チに該当するもの）することにより、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に相当程度寄与する。</u> [(19) ～ (35) 略] [3 ～ 5 略]	1 [同左] 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 [(1) ～ (17) 同左] (18) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業) [①～③ 同左] [加える。] [(19) ～ (35) 同左] [3 ～ 5 同左]